第十八条の二十の二第一項	第十八条の三十三第四項において準用する法第十八条の二十の二第一項	
第六条の三十三の二		
令	令第二十条の六において準用する令	
都道府県知事が	認定地方公共団体の長が	
第六条の三十四		
保育士登録証	地域限定保育士登録証	
第十八条の十八第三項の保育士登録（以下「保育士登録」という。）	第十八条の二十八第二項の地域限定保育士登録（以下「地域限定保育士登録」という。）	
都道府県知事	認定地方公共団体の長	
第十八条の五第一号	第十八条の二十八第二号	
第十八条の五第二号、第三号又は第五号	第十八条の二十八第三号	
第六条の三十四の二		
都道府県知事	認定地方公共団体の長	
第十八条の五各号	第十八条の二十八各号	
第十八条の十九第一項第二号若しくは第三号	第十八条の三十四第一項第二号若しくは第三号	
第十八条の二十一若しくは法第十八条の二十二	第十八条の三十五第二項において準用する法第十八条の二十一若しくは法第十八条の二十二	
第六条の三十五第一項		
都道府県知事	認定地方公共団体の長	
第十八条の十九第一項又は第二項	第十八条の三十四第一項又は第二項	
保育士登録	地域限定保育士登録	
第十八条の十九第一項又は第二項	第十八条の三十四第一項又は第二項	
保育士登録を	地域限定保育士登録を	
保育士登録証	地域限定保育士登録証	
都道府県知事	認定地方公共団体の長	
第六条の三十五第二項		
第六条の三十六		
都道府県知事	認定地方公共団体の長	
令	令第二十条の六において準用する令	